

## 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、関連学会の学術集会および学会認定関連団体の学術集会学会等の中止が報告されております。

この状況を鑑み、関連する委員会で検討した結果、本学会では以下の特別措置を講じることといたしました。

本学会認定資格を保有する会員の資格の更新申請につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に関連する理由で更新単位が不足する場合には、特別措置として更新期限の延長申請をお認めすることとなりました。延長を希望する場合は各委員会宛に延長届をご提出下さい。

ここでいう、認定資格とは、歯科麻酔専門医、認定医、登録医、認定歯科衛生士とします。

なお、歯科麻酔専門医につきましては令和2年6月30日が登録期限である場合は、昨年秋から更新の受付を行っていることもあり、上記は適用されませんので、ご承知おき下さい。

一般社団法人 日本歯科麻酔学会  
理事長 飯島 毅彦